

群馬県農業関係試験研究機関技術研修員受入れ要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業関係試験研究機関（農業技術センター、蚕糸技術センター、水産試験場、畜産試験場）において、農業及び水産業の振興に寄与する目的で、学理及び実務を研修する群馬県農業関係試験研究機関技術研修員（以下「研修員」という。）に関する、必要な事項を定める。

(研修期間)

第2条 研修期間は、原則として1ヶ月以上1年以内とするものとする。

(申請)

第3条 研修を希望する者は、市町村、農業協同組合、大学若しくはこれらに準ずる機関（以下「依頼機関」という。）に依頼して申請するものとする。

2 依頼機関は、申請書（別記様式第1号）に履歴書及び誓約書（別記様式第2号）を添えて、研修を希望する試験研究機関の長（以下「所長等」という。）あてに提出するものとする。

(研修員の決定)

第4条 所長等は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し受入れの可否を決定し依頼機関に通知するものとする。

(研修員の受入れ契約)

第5条 所長等は、研修員の受入れを決定したときは、研修員及び依頼機関の長と契約書（別記様式第3号）を取り交わさなければならないものとする。

2 所長等は、前項の規定により契約書を取り交わしたときは、各試験研究機関の主務課長に報告するものとする。

(研修計画)

第6条 所長等は、研修計画を作成し、計画的に研修生の指導を行うものとする。

(研修器財等)

第7条 研修員の受入れに要する消耗器財等は、研修員の負担は原則として求めないものとする。

(研修の停止等)

第8条 所長等は、研修員に研修員としてふさわしくない行為があったとき又は所定の研修を終了する見込みがないときは、研修の停止等を命ずることができるものとする。

(修了証書の交付)

第9条 所長等は、所定の研修を修了した研修員に対し、修了証書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(事故責任等)

第10条 研修員は、研修中の事故等に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(建物等の破損等)

第11条 研修員は、試験研究機関の建物・施設又は物品を破損又は滅失した場合、施設等破損（滅失）届（別記様式第5号）により直ちに所長等に報告するものとし、研修員が故意又は重大な過失により建物・施設又は物品を破損又は滅失したときは、研修員は、原状回復又は損害賠償するものとする。

(保険の加入)

第12条 研修員は研修中の事故等や建物等の破損等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(秘密の保持)

第13条 研修員は、研修により知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしてはならない。研修終了後においても同様とする。

(成果の取扱い)

第14条 研修員が行った研究成果については、原則として県に帰属するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は試験研究機関の長が定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

群馬県農業関係試験研究機関技術研修員受入れ申請書

年　　月　　日

各試験研究機関の長　あて
(※各機関名を記入)

依頼機関の住所

依頼機関の名称

代表者氏名

印

群馬県農業関係試験研究機関技術研修員受入れ要領の規定に基づき、下記の研修員を受入れられたく申請いたします。

記

1 研修員氏名等　　住 所
　　　　　　　　氏 名

年　　月　　日 生　　歳

2 研修員の所属及び職務の内容

3 研修内容

4 研修期間

<添付書類>

履歴書

誓約書

誓 約 書

年 月 日

各試験研究機関の長 あて
(※各機関名を記入)

住 所

氏 名 ○○ ○○ 印

私は、貴試験研究機関での研修を許可された場合には、研修員として所定の規則を守り、
誠実に研修に励みます。

(※農業技術センター、蚕糸技術センターは「貴センター」、各試験場は「貴試験場」と記入)

群馬県農業関係試験研究機関技術研修員受入れに関する契約書

各試験研究機関の長（以下「甲」という。）と、（研修員）（以下「乙」という。）
(※各機関名を記入)

及び（依頼機関）の長（以下「丙」という。）は、群馬県農業関係試験研究機関技術研修員受入れ要領及び次の条項により研修員の受入れに関する契約を締結する。

（受入れを行う研修員）

第1条 甲は、次の研修員の受入れを行うものとする。

(1) 乙の住所

氏名

所属

(2) 研修目的

(3) 研修期間

（研修器財等の負担）

第2条 乙の受入れに要する消耗器財等は、乙の負担は原則として求めないものとする。

（乙に対する甲の指示）

第3条 乙は、研修期間中については、甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、研修により知り得た情報（公開されているものを除く。）は、一切漏らしてはならない。研修終了後においても同様とする。

（乙の受入れの中止）

第5条 甲は、天災その他やむを得ない事由のため、この契約に基づく乙の受入れ、継続が困難となったときは、乙の受入れを中止することができる。

（契約の解除）

第6条 甲又は乙及び丙は、いずれかがこの契約に違反した場合には、一方の当事者はこの契約を解除することができる。

（協議）

第7条 この契約を変更する必要が生じたときは、甲、乙、丙協議の上、変更するものとする。

（信義誠実の義務）

第8条 甲、乙、丙は、研修の実効が上がるよう信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

上記契約を証するため、この証書3通を作成し、三者記名押印の上各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲 　　　　住所 各試験研究機関の長 印
(※各機関名を記入)

乙 　　　　印

丙 　　　　印

修了証書

氏名 ○○ ○○

あなたは、群馬県各試験研究機関において、下記の研修を修了したことを証します。
(※各機関名を記入)

記

1 研修内容

2 研修期間

年 月 日

各試験研究機関の長
(※各機関名を記入)

印

(別記様式第5号)

施設等破損(滅失)届

年月日

(各試験研究機関の長) あて

実習科目

氏名 印

下記のとおり建物(施設、物品)を破損(滅失)したのでお届します。

記

1 名称

2 個数等

3 経緯